

活かしてナンボの会計

消費増税対応

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail : soumu@sdnpcpa.or.jp)



1. 消費税の税率 10%への対応

2019年10月から消費税の税率が8%から10%へ引き上げられる予定である。前回の2014年4月に実施された5%から8%への引き上げ時と同様の請負契約取引等の対応はもちろんのこと、これに加えて、軽減税率の導入に伴う複数税率についてのシステム変更等の対応が必要となるので、引き上げ時期まで1年間の時間はあるものの、各事業者はなるべく早い段階で必要事項について準備を開始すべきである。

また、2019年10月の税率引き上げの4年後に予定されている「適格請求書等保存方式」の導入を視野に入れてシステム変更を検討しなければならないこともあるので、準備を急ぐべきである。

2. 前回同様の請負工事等についての経過措置への対応

ここ最近、住宅販売業者やリフォーム工事関連業者の消費税増税を絡めた宣伝が見受けられる。来年10月以降に引渡しが行なわれる請負工事は、10%の新税率が適用されるため、来年9月末までに工事完了し引渡しが行なわれるように、早期の着工を促し、また、来年3月末までに契約締結した請負契約は、前回同様の経過措置が適用され、10月以降の引渡しであっても旧税率の8%が適用されるため、早期の契約締結を促しているようである。

個人が住宅の取得やリフォームした場合、消費税法上は、仕入段階で支払った消費税額の控除ができないので、消費税率変更による増税の経済的な負担を被ることとなるが、多くの会社は、課税事業者であり、仕入段階で支払った消費税額を控除できるので、消費税増税の経済的な負担はない。

課税事業者が、留意すべき事項は、賃貸借契約等の継続取引において、来年10月以降新税率が適用される場合、賃貸人であれば、家賃等にかかる消費税率を8%から10%に変更して請求受領する、借入人であれば、仕入税額を10%として経理処理する必要がある。前回同様、締結している継続契約で消費税が課税されている取引について、再度検討すべきであると考えられる。

なお、医療機関、宗教法人等の公益法人や学校法人等で収入(売上)のうち消費税法上の課税取引に該当しない取引の割合が著しく高い場合は、仕入段階で支払った消費税額の控除がほとんどできないので、個人と同様に、消費税率変更による増税の経済的な負担を被ることとなるため、建物の新築工事等の計画がある場合は、経過措置を踏まえ早期に契約締結する等の対応を検討すべきである。

3. 軽減税率導入に伴う複数税率への対応

今回の引き上げにおいては、一部の品目について軽減税率(8%)が適用されることが予定されており、標準税率である10%と軽減税率の8%が来年10月以降は混在することとなる。日々の業務において、自身の取り扱う商品等にどちらの税率が適用されるかを把握し、経理処理においても税率ごとに区分して取り扱うことが必要となる。実務上は、少なくとも複数税率に対応した販売及び購買管理を含めた経理システムが必要となる。

8%の軽減税率の対象となる品目は、①酒類、外食・ケータリングサービスを除く飲食料品と②週二回以上発行される定期購読の新聞の二つであり、小売業・卸売業・製造業など飲食料品を扱う事業者に影響を与える。仕入(経費)について、軽減税率対象商品を購入する場合には、その対象商品を自社の商品等として取り扱わない課税事業者においても、税率に応じた区分経理の対応が必要となる。課税売上が1千万円に満たないため消費税が免税となる事業者であっても、軽減税率対象品目を課税事業者と取引する場合は、当該課税事業者から軽減税率の対象品目である旨や税率の異なる品目ごとに合計した税込金額を記載して交付する請求書(「区分記載請求書」)等の交付を求められることがあることに留意しなければならない。